

公立大学法人島根県立大学中期計画の変更について

公立大学法人島根県立大学は、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、平成20年6月27日付けで中期計画の変更認可申請を行いました。

今後、県知事は、公立大学法人評価委員会の意見を聴き、認可を行うこととなります。

県への申請内容（平成20年6月27日付け）

公立大学法人島根県立大学中期計画 新旧対照表

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|---|---|
| <p>・評価制度の構築及び情報公開の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>大学を対象とした評価制度</p> <p>ア 自己点検・評価の実施</p> <p>・県立大学は平成23年度、短期大学部は平成22年度に自己点検・評価を実施する。(No.170)</p> <p>イ 認証評価の実施</p> <p>・県立大学は平成24年度、短期大学部は平成23年度に認証評価機関による評価を実施する。(No.171)</p> <p>(略)</p> | <p>・評価制度の構築及び情報公開の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>大学を対象とした評価制度</p> <p>ア 自己点検・評価の実施</p> <p>・県立大学は平成21年度、短期大学部は平成22年度に自己点検・評価を実施する。(No.170)</p> <p>イ 認証評価の実施</p> <p>・県立大学は平成22年度、短期大学部は平成23年度に認証評価機関による評価を実施する。(No.171)</p> <p>(略)</p> |

(変更理由)

学校教育法第69条の3により、大学は、7年以内ごとに認証評価機関による評価を受けることとされており、島根県立大学は、平成17年度に大学基準協会（認証評価機関の1つ）の評価を受けた。また、併せて5年後（平成22年度）に評価を受けることとされた。

平成19年度の法人化にあたり、大学基準協会から、法人化後最初の卒業生を輩出以降である平成24年度に評価を受けるよう指導があったため、認証評価機関による評価及び自己点検・評価の実施時期を変更する必要が生じたものである。

<参考>

学校教育法（抄）

第69条の3

1 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

学校教育法施行令（抄）

第40条 法第69条の3第2項（法第70条の10において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は7年以内 ... とする。

